

(業務委託契約約款) 改定箇所

No.	条項	(旧) 変更前 (現行2023.2版)	(新) 変更後 (2024.10版)	改定理由
		第1条 (総則)		
1	第1条 第1項	第1条 受注者は、発注者と受注者で締結する業務委託契約書（以下「契約書本体」という。）及び本約款に定めるところに従い、第3項に定義する成果品（以下「成果品」という。）の完成を約し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。	第1条 受注者は、発注者と受注者で締結する業務委託契約書（以下「契約書本体」という。）及び本約款に定めるところに従い、 <u>附属書Ⅱ「特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に定義する業務（以下「本業務」という。）を契約書本体に規定する履行期間（以下「履行期間」という。）内に実施及び完了する</u> ことを約し、発注者は、受注者に対しその対価を支払うものとする。 <u>本業務には、特記仕様書に規定する成果品（以下「成果品」という。）の完成と引渡しを含む。</u>	下線部の変更/追記等：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
2	第1条 第2項	2 受注者は、契約書本体及び本約款に定めるもののほか、附属書Ⅰ「共通仕様書」、附属書Ⅱ「特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。） <u>、附属書Ⅲ「契約金額内訳書」（以下「契約金額内訳書」という。）及び附属書Ⅳ「業務従事者名簿」（以下「業務従事者名簿」という。）に従い、特記仕様書に規定する業務（以下「本業務」という。）を契約書本体に規定する履行期間（以下「履行期間」という。）内に実施及び完了しなければならない。</u>	2 受注者は、契約書本体及び本約款に定めるもののほか、附属書Ⅰ「共通仕様書」 <u>（以下「共通仕様書」という。）に従い、本業務を実施しなければならない。</u>	下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
3	第1条 第3項	3 第1項にいう成果品とは、特記仕様書において成果品として規定されている報告書等をいう。	3 <u>発注者は、本業務を実施させるために、受注者又は第7条で定める受注者の業務主任者に対して、本業務に関する指示を行うことができる。</u>	下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
4	第1条 第4項	4 受注者は、契約書本体、本約款及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施し、その成果品を完成するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。	4 受注者は、 <u>本契約（契約書本体で定義する本契約を意味する。以下、同じ。）</u> に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施する（その成果品を完成する <u>ことを含む。</u> ）ために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。	追記等：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
5	第1条 第5項	5 契約書本体頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）に記載の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。	削除	コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
6	第1条 第6項	6 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。	削除	コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
7	第1条 第7項	7 本契約（契約書本体で定義する本契約を意味する。以下同じ。）の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第6条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。	5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第6条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。 <u>この場合に、かかる書類は、監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。</u>	変更・追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定及び分任監督廃止に伴う改定
8	第1条 第8項	8 前項の書類は、監督職員等に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。	削除	コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
9	第1条 第9項	9 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。	6 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、 <u>本業務</u> を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。	追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定

第2条（業務計画書）			
10	第2条第1項	受注者は、本契約締結日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出して承諾を得なければならない。	受注者は、本契約締結日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、 共通仕様書 に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出して承諾を得なければならない。
第3条（権利義務の譲渡等の禁止）			
11	第3条	（権利義務の譲渡等） 第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。	（権利義務の譲渡等の禁止） 第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
第4条（再委託又は下請負の禁止）			
12	第4条第1項	第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。	第4条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、印刷・製本、資料整理、翻訳・通訳、会場借上等の本業務に付随する軽微な業務を再委託するとき、特記仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
13	第4条第2項	2 前項本文の規定は、受注者が印刷・製本、資料整理、翻訳・通訳、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。	削除
14	第4条第3項	3 受注者が、第1項ただし書及び前項の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。	2 受注者が、 前項 ただし書の規定により 本業務の一部の実施 を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
15	第4条第3項第1号	第20条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。	第20条第1項第 7 号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。
第6条（監督職員）			
16	第6条第1項	第6条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、監督職員を定める。 また、必要に応じて分任監督職員を定める。	第6条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、監督職員を定める。
17	第6条第2項	2 前項に定める監督職員及び分任監督職員（以下「監督職員等」という。）は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。 （1）第1条第7項に定める書類の受理 （2）本契約及びその他関係書類（以下「契約書等」という。）に基づく、受注者又は受注者の業務主任者に対する指示、承諾、協議及び確認 （3）契約書等に基づく、業務工程の監理及び立会 （4）特記仕様書及び業務計画書に規定されている業務内容の軽微な変更（あらかじめ発注者から権限を与えた範囲に限る。）の承諾及び確認 （5）契約金額内訳書に示す直接経費に係る承諾及び確認 （6）業務従事者名簿に示す業務従事者に係る承諾及び確認	2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。 （1）第1条第5項に定める書類の受理 （2）本契約及びその他関係書類（以下「契約書等」という。）に基づく、受注者又は 第7条で定める 受注者の業務主任者に対する指示、承諾、協議及び確認 （3）契約書等に基づく、業務工程の監理及び立会 （4）特記仕様書及び業務計画書に規定されている業務内容の軽微な変更（あらかじめ発注者から権限を与えた範囲に限る。）の承諾及び確認 （5） 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」（以下「契約金額内訳書」という。） に係る承諾及び確認 （6） 本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。） に係る承諾及び確認
18	第6条第3項	3 発注者は、監督職員等に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を、 また、分任監督職員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員等の有する権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。	3 発注者は、監督職員等に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面により受注者に通知しなければならない。
19	第6条第4項	4 第2項の規定に基づく監督職員等の指示、承諾、協議及び確認は、原則としてこれを書面に記録することとする。	4 第2項の規定に基づく監督職員等の指示、承諾、協議及び確認は、原則としてこれを書面に記録することとする。

追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定

追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定

追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定

コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定

下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定

下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定

下線部削除：分任監督廃止に伴う改定

削除/変更/追記等：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定

下線部削除：分任監督廃止に伴う改定

下線部削除：分任監督廃止に伴う改定

第7条（業務主任者）			
20	<p>第7条 受注者は、業務従事者名簿において、業務主任者を定めなければならない。業務主任者は業務の実施についての総括管理をつかさどるほか、本契約に基づく受注者の権限（ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等特記仕様書に定める業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。）を有するものとする。</p>	<p>第7条 受注者は、業務従事者の中から業務主任者を定めなければならない。業務主任者は業務の実施についての総括管理をつかさどるほか、本契約に基づく受注者の権限（ただし、本契約に係る契約金額（以下「契約金額」という。）の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。）を有するものとする。</p>	<p>下線部の変更/追記等：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定</p>
第8条（業務内容の変更）			
21	<p>第8条 発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、契約相手方に対して書面による通知により本特記仕様書に規定する業務内容の変更を求めることができる。</p> <p>2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本特記仕様書に規定する業務の全部又は一部を一時中止させることができる。</p> <p>3 第1項により特記仕様書に規定する本業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は発注者若しくは受注者が損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。</p>	<p>第8条 発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、契約相手方に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。</p> <p>2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。</p> <p>3 第1項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は発注者若しくは受注者が損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。</p>	<p>下線部の削除/追記等：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定</p>
第11条（安全対策措置等）			
22	<p>第11条 2 受注者は、契約書本体に定める対象国への業務従事者等の到着後、直ちに対象国を管轄する在外公館、発注者の在外事務所（支所を含む。在外事務所が設置されていない場合は、現地安全対策連絡員等発注者が指定する者又は機関）、相手国政府関係当局等と通常時における連絡体制及び緊急連絡網を作成し、監督職員等に別に指示するその他の事項とともに、監督職員等に対し書面で報告しなければならない。発注者及び受注者は、業務従事者等に対し、当該連絡体制及び緊急連絡網の周知徹底を図るものとする。</p> <p>3 受注者は、自己の責任と負担において、対象国及びその周辺における治安、災害等に関する情報（以下「安全対策情報」という。）を継続的に収集し、業務従事者等の安全対策を検討して、その安全の確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要と認められる安全対策情報を得た場合は、監督職員等に対し直ちに口頭及び書面で報告しなければならない。</p> <p>5 受注者は、業務従事者等の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他必要な措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、監督職員等との協議を経て安全対策措置を実施するものとする。ただし、受注者は、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について緊急の必要があり、発注者と協議を行う時間がないときは、協議を経ないで、安全対策措置を実施することができる。</p> <p>6 受注者は、前項ただし書の規定により協議を経ることなく安全対策措置を実施した場合は、事後速やかに監督職員等に当該事情を口頭及び書面で報告しなければならない。</p>	<p>2 受注者は、契約書本体に定める対象国への業務従事者等の到着後、直ちに対象国を管轄する在外公館、発注者の在外事務所（支所を含む。在外事務所が設置されていない場合は、現地安全対策連絡員等発注者が指定する者又は機関）、相手国政府関係当局等と通常時における連絡体制及び緊急連絡網を作成し、監督職員等に別に指示するその他の事項とともに、監督職員等に対し書面で報告しなければならない。発注者及び受注者は、業務従事者等に対し、当該連絡体制及び緊急連絡網の周知徹底を図るものとする。</p> <p>3 受注者は、自己の責任と負担において、対象国及びその周辺における治安、災害等に関する情報（以下「安全対策情報」という。）を継続的に収集し、業務従事者等の安全対策を検討して、その安全の確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要と認められる安全対策情報を得た場合は、監督職員等に対し直ちに口頭及び書面で報告しなければならない。</p> <p>5 受注者は、業務従事者等の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他必要な措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、監督職員等との協議を経て安全対策措置を実施するものとする。ただし、受注者は、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について緊急の必要があり、発注者と協議を行う時間がないときは、協議を経ないで、安全対策措置を実施することができる。</p> <p>6 受注者は、前項ただし書の規定により協議を経ることなく安全対策措置を実施した場合は、事後速やかに監督職員等に当該事情を口頭及び書面で報告しなければならない。</p>	<p>下線部削除：分任監督廃止に伴う改定</p>

第12条 (天災その他の不可抗力の扱い)				
23	第12条第1項	第12条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、騒擾、クーデター、テロ、侵略、外敵の行動、暴動、ストライキ、業務対象国政府による決定その他自然的又は人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて天災その他の不可抗力発生的事实を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。	第12条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、騒擾、クーデター、テロ、侵略、外敵の行動、暴動、ストライキ、業務実施地の政府機関による決定その他自然的又は人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて天災その他の不可抗力発生的事实を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。	下線部の追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
24	第12条第7項	7 前項により解除がなされた場合は、第20条第2項、第3項（利息に関する部分を除く。）及び第21条第3項の規定を準用する。	7 前項により解除がなされた場合は、第20条第2項及び第3項（利息に関する部分を除く。）の規定を準用する。	契約書本体 第6条を反映による改定
第13条 (検査)				
25	第13条第1項	(検査及び引渡し) 第13条 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届及び成果品を提出しなければならない。	(検査) 第13条 受注者は、履行期間の末日までに、本業務を完了し発注者に対して業務完了届に成果品を添付して提出しなければならない。成果品については、提出に先立って、監督職員の確認を得るものとする。	下線部の削除、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
26	第13条第2項	2 発注者は、前項の成果品を受領したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該成果品について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。	2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その翌日から起算して10営業日以内に成果品の内容を含む当該本業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。	下線部の削除、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
27	第13条第3項	3 前項の検査の結果、成果品について修補を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該修補を行い、発注者に修補完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日については、前項の規定を準用する。	3 発注者は、前項の確認検査実施に関して必要があると判断するときは、確認検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が本業務実施過程において収集、作成した資料等の提示を求めることができ、受注者は、発注者に対し、速やかに当該資料等を提示するとともに、成果品の確認検査が終了するまでの発注者が必要と認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。発注者は、当該資料等の使用が終了した後、当該資料等を速やかに受注者に返却する。	下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
28	第13条第4項	4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。	第2項の確認検査の結果、成果品の内容を含む本業務について特記仕様書又は共通仕様書との不一致その他本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者は、受注者に対して当該契約不適合の修正を請求することができ、受注者は、遅滞なく当該契約不適合を修正し、発注者に再度完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日については、第2項の規定を準用する。	下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
第13条の2 (成果品に係る契約不適合)				
29	第13条の2第1項	第13条の2 発注者は、引き渡された成果品に仕様書との不一致その他本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることを発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨の通知をした場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補による履行の追完を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。	第13条の2 発注者は、前条第4項によるほか、第25条第1項に基づく成果品の所有権の移転を受けた後において、当該成果品契約不適合があることを発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨の通知をした場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補による履行の追完を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。	下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
30	第13条の2第2項	2 発注者は、引き渡された成果品に契約不適合があるときは、その契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。	2 発注者は、成果品に契約不適合があるときは、その契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。	下線部の削除：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
31	第13条の2第3項	3 前二項において受注者が負うべき責任は、第13条第4項及び第17条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。	3 前二項において受注者が負うべき責任は、第13条第2項及び第17条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。	下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定

32	第13条の2第5項	発注者は、引き渡された成果品に関し、第13条第4項の規定による引渡しを受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした修補による履行の追完の請求、損害の賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。ただし、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものと認められる場合は、民法の定めるところによる。	発注者は、成果品に関し、第13条第2項の規定による検査の合格を通知した引渡しを受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした修補による履行の追完の請求、損害の賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。ただし、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものと認められる場合は、民法の定めるところによる	下線部の変更、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
第14条（契約金額の精算）				
33	第14条第1項	第14条 受注者は、履行期間の末日までに、発注者に対し、契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の了解を得た場合は、履行期限後30日まで提出期限を延期することができる。	第14条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日以内に、契約金額内訳書の詳細を示した契約金額詳細内訳書を作成し、発注者に提出して確認を得なければならない。	下線部の変更、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
34	第14条第2項	2 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、前項の精算報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。	2 受注者は、履行期間の末日から起算して30日以内に、発注者に対し、契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、履行期間の末日が8月1日から9月30日までとなる場合（有償働定を使用する案件）又は2月1日から3月31日までとなる場合は、履行期間の末日までに提出するものとする。	下線部を旧第1項の一部を変更し追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定。 また、上半期決算に関する記載を追記。
35	第14条第3項	3 受注者が、前項の規定により証拠書類の提出の省略を認められた場合は、本業務の完了した事業年度の翌年度の4月1日から起算して10年の間、自らこれを保管し、発注者の要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。	3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、前項の精算報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。	下線部を旧第2項の一部を変更し、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
36	第14条第4項	4 発注者は、第1項の精算報告書及び第2項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、精算報告書により報告された精算金額と契約金額とのいずれか低い額を発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、これを受注者に通知しなければならない。	4 前項ただし書に従って証拠書類の提出の省略を認められた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、当該証拠書類の提示等を求めることができ、受注者は、合理的に可能なかぎり、その求めに応じるものとする。	下線部を旧第3項の一部を変更し、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
37	第14条第5項	5 前項の規定にかかわらず、以下の各号の場合は、発注者は、各号に定める金額の範囲において契約金額を超える確定金額を決定することができる。 (1) 航空賃の増額が生じた場合は、当該航空賃の増額分の補てんに必要な範囲 (2) 現地再委託費について、為替レート変動の結果、受注者が為替差損を被る場合は、当該為替差損相当額の補てんに必要な範囲	5 発注者は、第2項の精算報告書及び第3項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、精算報告書により報告された精算金額と契約金額とのいずれか低い額を発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、これを受注者に通知しなければならない。	・下線部を削除→契約書本体で適用除外の規定を反映し改定 ・旧第3項の一部を変更し、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
第15条（支払）				
38	第15条第1項	(支払) 第15条 受注者は、第13条第1項による業務完了届を提出し、第13条第4項に定める成果品の引渡しを完了し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。ただし、次条に定める前払金、第17条に定める部分払又は第18条に定める概算払を受けている場合は、確定金額から当該前払金、部分払及び概算払の額（以下「既払金額」という。）を減じた額を請求するものとし、既払金額が確定金額を上回る場合は、その差額を返還するものとする。	(支払) 第15条 受注者は、第13条第2項に定める検査の結果について合格通知を受け、かつ、前条第5項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。ただし、次条に定める前払金、第17条に定める部分払又は第18条に定める概算払を受けている場合は、確定金額から当該前払金、部分払及び概算払の額（以下「既払金額」という。）を減じた額を請求するものとし、既払金額が確定金額を上回る場合は、その差額を確定金額の決定通知に記載される内容に従って返還するものとする。	下線部の変更、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定

第16条（前金払）				
39	第16条第1項	<p>（前払金） 第16条 受注者は、発注者に対して、契約金額の10分の4相当額を限度とする前払金を請求することができる。</p>	<p>（前払金） 第16条 受注者は、発注者に対して、契約金額の10分の4相当額を限度とする前払金を請求することができる。ただし、契約履行期間が12か月以上の場合には、前払金の上限額は、契約履行期間により、次の各号に定める割合によるものとし、その割合を発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面に定める。 （1）12か月以上16か月未満の場合は、契約金額の10分の3 （2）16か月以上24か月未満の場合は、契約金額10分の2 （3）24か月以上48か月未満の場合は、契約金額の10分の1 （4）48か月以上の場合は、契約交渉により定める割合</p>	<p>下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定</p> <p>民間連携事業 業務委託契約 経理（積算）処理ガイドラインの前金払の記載を反映</p>
40	第16条第2項	<p>2 受注者は、前項により前払金を請求しようとするときは、前払金の額について、履行期間を保証期間として、次の各号のいずれかに該当する保証の措置を講じ、保証書その他当該措置を講じたことを証する資料を発注者に提出しなければならない。 （1）公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 （2）銀行又は発注者の指定する金融機関等の保証</p>	<p>2 受注者は、前項により前金払を請求しようとするときは、前金払の額について、履行期間を保証期間として、次の各号のいずれかに該当する保証の措置を講じ、保証書その他当該措置を講じたことを証する資料を発注者に寄託しなければならない。 （1）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 （2）銀行又は発注者の指定する金融機関等の保証</p>	<p>下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定</p>
41	第16条第4項	<p>4 特記仕様書に規定する業務内容の変更その他の理由により履行期間を延長した場合は、受注者は、ただちに、第2項に基づく保証の措置に係る保証契約を変更し、変更後の保証書を発注者に寄託しなければならない。なお、受注者は、業務の進捗が契約金額に占める前払金及び部分払の割合を超えると判断される場合は、寄託した保証書の返却を請求できるものとする。</p>	<p>4 本業務の内容の変更その他の理由により履行期間を延長した場合は、受注者は、直ちに、第2項に基づく保証の措置に係る保証契約を変更し、変更後の保証書を発注者に寄託しなければならない。なお、受注者は、本業務の進捗が契約金額に占める前金払及び部分払の割合を超えると判断される場合は、寄託した保証書の返却を請求できるものとする。</p>	<p>下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定</p>
42	第16条第5項		<p>5 受注者は、第2項及び第4項の規定による保証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証書を寄託したものとみなす。</p>	<p>下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定</p>
第17条（部分払）				
43	第17条第1項	<p>第17条 受注者は、部分払を行う旨本契約に規定する場合で、本業務の完了前に、当該部分払いの対象とする本業務の一部（以下「部分業務」という。）が完了したときは、当該部分業務に相応する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。</p>	<p>第17条 受注者は、本契約において部分払を行うことをあらかじめ発注者が承諾する場合で、本業務の完了前に、当該部分払いの対象とする本業務の一部（以下「部分業務」という。）が完了したときは、当該部分業務に相応する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。</p>	<p>下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定</p>

44	<p>第17条第2項第3項第4項</p> <p>2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者に対して、部分業務に係る完了届（以下「業務部分完了届」という。）に成果品のうち当該部分にかかるものとして本契約に規定されている中間成果品（以下「中間成果品」という。）及び契約金相当額計算書を添付して提出のうえ、当該部分業務の検査を求めなければならない。</p> <p>3 発注者は、業務部分完了届を受領したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該中間成果品の内容を含む当該部分業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の検査の結果、中間成果品について修補を命じられたときは、受注者は遅滞なく当該修補を行い、発注者に修補完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日については、前項の規定を準用する。</p>	<p>2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者に対して、部分業務に係る完了届（以下「業務部分完了届」という。）に成果品のうち当該部分業務にかかるものとして発注者と受注者とが別途定める中間成果品（以下「中間成果品」という。）を添付して提出のうえ、当該部分業務の検査を求めなければならない。中間成果品については、提出に先立って、監督職員の確認を得るものとする。</p> <p>3 発注者は、業務部分完了届を受領したときは、その翌日から起算して10営業日以内に中間成果品の内容を含む当該部分業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の検査の結果、中間成果品の内容を含む当該部分業務について契約不適合を発見したときは、発注者は、受注者に対して当該契約不適合の修正を請求することができ、受注者は、遅滞なく当該契約不適合修補を修正し、発注者に再度当外部分完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査については、前二項の規定を準用する。</p>	<p>下線部の変更、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定</p>
45	<p>第17条第5項</p> <p>5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該中間成果品を発注者に引き渡すものとする。</p>	<p>5 発注者は、本条に定める検査の実施に関して必要があると判断するときは、確認検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が本業務実施過程において収集、作成した資料等の提示を求めることができ、受注者は、発注者に対し、速やかに当該資料等を提示するとともに、成果品の確認検査が終了するまでの発注者が必要と認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。発注者は、当該資料等の使用が終了した後、当該資料等を速やかに受注者に返却する。</p>	<p>下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定</p>
46	<p>第17条第6項</p> <p>6 受注者は、本条に定める検査の通知を受けたときは、書面により部分払を請求することができる。この場合は、発注者は、請求書を受領した日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>7 前項に定める部分払金の額は、次の式により算定した金額を上限とする。この場合における第1項の契約金相当額は、第2項に定める契約金相当額計算書に基づき、発注者が定め、受注者に通知することとする。 第1項の契約金相当額×〔9/10－前払金額／契約金額〕</p>	<p>6 受注者は、本条に定める検査合格の通知を受けたときは、書面により部分払を請求することができる。この場合は、発注者は、請求書を受領した日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>7 前項に定める部分払金の額は、次の式により算定した金額を上限とする。この場合における契約金相当額は、受注者が提出する契約金相当額計算書に基づき、発注者が定め、受注者に通知することとする。 第1項の契約金相当額×〔9/10－前払金額／契約金額〕</p>	<p>下線部の変更、削除：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定</p>
第18条（概算払）			
47	<p>（概算払）</p> <p>第18条 受注者は、第13条第2項の規定による検査の結果について合格の通知を受けたときは、契約金額の10分の9以内の額について、概算払を請求することができる。ただし、第16条に定める前払金又は前条に定める部分払を受けている場合は、概算払の額からこれらの額を控除した額を請求できるものとする。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、審査のうえ、請求書を受領した日から起算して30日以内に当該請求金額を支払わなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合における当該請求を返付した日からは正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。</p>	<p>（概算払）</p> <p>第18条 受注者は、第13条第2項の規定による検査の結果について合格の通知を受けたときは、第14条第1項に定める精算報告書に記載を予定する精算金額（以下「精算予定金額」という。）と契約金額のいずれか低い額の10分の9以内の額について、概算払を請求することができる。ただし、第16条に定める前払金又は前条に定める部分払を受けている場合は、概算払の額からこれらの額を控除した額を請求できるものとする。</p> <p>2 前項の精算予定金額とは、受注者の本契約に基づく支出予定金額を踏まえて、本約款第14条に従って合理的に行われるであろう精算において算出されることが予定される金額に限られるものとする。</p> <p>3 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、審査のうえ、請求書を受領した日から起算して30日以内に当該請求金額を支払わなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受けた後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合における当該請求を返付した日からは正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。</p>	<p>契約書本体の規定を反映し改正</p>

第19条（履行遅滞の場合における損害の賠償）		
48	<p>第19条第2項</p> <p>2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。</p>	<p>2 前項の損害賠償の額は、契約金額から第17条に定める完了した部分業務に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。</p>
第20条（発注者の解除権）		
49	<p>第20条第2項第3項</p> <p>2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合は、業務の出来高部分のうち、検査を終了したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相当する契約金額を支払わなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、第16条の規定による前払金の支払又は第17条に定める部分払の支払があったときは、当該前払金及び部分払の額を前項の出来高部分に相当する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に前払金額の支払の最終日から返還の日までの日数に応じ、本利率で算出した額を付して、発注者に返還しなければならない。</p>	<p>2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合は、業務の出来高部分のうち、第13条第2項に準じる検査を終了したものについては、当該出来高部分に相当する契約金額を支払わなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、第16条の規定による前金払の支払又は第17条に定める部分払の支払があったときは、当該前金払及び部分払の額を前項の出来高部分に相当する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前金払額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に前金払額の支払の最終日から返還の日までの日数に応じ、本利率で算出した額を付して、発注者に返還しなければならない。</p>
第23条（賠償金等）		
50	<p>第23条第1項</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第23条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。</p>	<p>（賠償金等）</p> <p>第23条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。</p>
第25条（成果品及び資料等の取扱い）		
51	<p>第25条第1項第2項</p> <p>（成果品及び資料等の取扱い）</p> <p>第25条 受注者が作成した成果品の所有権は、第13条第4項に定める検査の合格を通知した時に、受注者から発注者に移転する。</p> <p>2 成果品の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）は、特記仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第13条第4項に定める検査の合格を通知した時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は 変更については、受注者は、発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果品のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。</p>	<p>（成果品の取扱い）</p> <p>第25条 受注者が作成した成果品の所有権は、第13条第2項に定める検査の合格を通知した時に、受注者から発注者に移転する。</p> <p>2 成果品の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）は、特記仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第13条第2項に定める検査の合格を通知した時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は 変更については、受注者は、発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果品のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。</p>
52	<p>第25条第3項</p> <p>3 前項にかかわらず、受注者は、成果品の著作権譲渡後も、当該成果品が一般公開されており、かつ特記仕様書にて別段の定めのない限り、当該成果品の著作権が発注者に帰属する旨を明記した上で、次の各号に掲げる用途にて、次条で規定する秘密情報を除く成果品を利用することができる。</p> <p>(1) 学会誌への投稿や学会等での発表</p> <p>(2) 広報、講演、セミナー、研修、勉強会等</p> <p>(3) 技術、品質向上を目的とする、受注者の内部に限定した使用</p>	<p>3 前項にかかわらず、受注者は、成果品の著作権譲渡後も、当該成果品が一般公開されており、かつ特記仕様書にて別段の定めのない限り、当該成果品の著作権が発注者に帰属する旨を明記した上で、次の各号に掲げる用途にて、次条で規定する秘密情報を除く成果品を利用することができる。</p> <p>(1) 学会誌への投稿や学会等での発表</p> <p>(2) 広報、講演、セミナー、研修、勉強会等</p> <p>(3) 技術、品質向上を目的とする、受注者の内部に限定した使用</p> <p>(4) 受注者の海外展開に係る業務</p>
下線部の変更、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定		
下線部の変更、追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定		
下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定		
下線部の変更：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定		
契約書本体の規定（第4条）を反映		

53	第25条 第5項	5 発注者は、成果品の作成過程の確認及び検査の実施に関して必要があると判断するときは、成果品の確認検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が本業務実施過程において収集、作成した資料等（以下「資料等」という。）の提示を求めることができる。受注者は、発注者が資料等の提示を求めたときは、発注者に対し、速やかに当該資料等を提示するとともに、成果品の確認検査が終了するまでの発注者が必要と認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。発注者は、当該資料等の使用が終了した後、当該資料等を速やかに受注者に返却する。	削除	削除：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
第26条（秘密の保持）				
54	第26条 第1項	第26条 受注者（第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録 媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。	第26条 受注者（第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。以下本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録 媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。	追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
第30条（中立性、公正性の保持等）				
55	第30条 第3項	3 受注者は、本業務を業務対象国において実施する場合は当該国の法規等を遵守しなければならない。い。	3 受注者は、本業務の業務実施地で適用される法規等を遵守しなければならない。	前回改正時の削除漏れ「い。」を削除。
第34条（合意管轄）				
56	第33条	第33条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。	第33条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果をこれを書面により定める。	追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定
第34条（合意管轄）				
57	第34条	第34条 本契約に関し 裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。	第34条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む。）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。	追記：コンサルタント等契約の業務実施契約約款の記載に合わせて改定